

現地説明会（R4.8.19）での質問及び回答について

Q 1 別紙5に記載のある機器に対する調整業務について、どの程度の調整が必要か

A 1 高度技術製造業賃貸工場に整備する機器の管理については、原則、使用者負担によるものとなっていることから、別紙5に記載する機器の調整とは、定期的な調整ではなく、機器の移動に伴い調整が必要になった場合や、天災等使用者の責めに帰すことができない理由により機器の調整が必要となった場合の対応を想定しています。

Q 2 創業・操業支援業務を行う職員を指定管理者で配置せず、第三者に委託することは可能か。

A 2 仕様書1ページの4業務実施体制(2)職員の配置で記載のとおり「職員については、指定管理者が自ら雇用する職員によるものとする。」としていることから、立地企業の支援に関する業務を第三者に委託した場合でも、創業・操業支援を行う職員を指定管理者の雇用により配置する必要があります。